東北地区土地政策推進所有者不明土地連携協議会

設 立 趣 旨(案)

平成30年6月13日に公布された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」(以下「所有者不明土地法」という。) 第3条第1項に基づき、「所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針」が告示された。

この基本方針では、所有者不明土地問題は我が国の特有の地域における課題ではなく、都市部・地方部の別なく様々な土地において生じている課題であること、また、多様な行政分野と関連し、関係する行政機関等も多岐にわたることから、関係省庁、地方公共団体、関係団体等が密接に連携することが必要である。このため、関係省庁は、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(平成30年6月1日所有者不明土地等対策のための関係閣僚会議決定)」を踏まえつつ、政府一体となってその対策に当たるものとされ、地方協議会の設置等により、各行政機関や関係団体が果たすべき役割の確認、積極的な意見交換や情報共有、関係土業団体との連携等を行うことを通じ、地方公共団体に対する支援を実施するものとされている。

これらを踏まえ、公共事業の用地取得や所有者不明土地対策等について、 関係する行政機関や土地取引に精通する関係団体が互いに連携し、所有者不 明土地法の円滑な施行を図るとともに、所有者不明土地を始めとする用地関 係業務についてのノウハウの提供を必要とする市町村に対する助言や人的支 援を重点的に進め、もって公共事業の用地取得の迅速化により、東北地方に おける公共事業の円滑な執行に寄与するため、平成31年1月30日に「東 北地区所有者不明土地連携協議会」を設立していする。

その後、所有者不明土地法の施行後3年経過の見直しに伴い、所有者不明土地の円滑な利活用や管理の確保を図るための仕組みの拡充、管理不全土地及び低未利用土地の利活用や管理を図るための仕組み等の検討が行われ、令和4年4月27日に所有者不明土地法が改正されたことを受けて、市町村における用地関係業務や地籍調査等その他の土地政策の円滑な遂行に寄与することを目的に、今般、「土地政策推進連携協議会」と改称し、市町村等への支援等を拡充することとする。

所有者不明土地連携協議会規約(新旧対照表)(案)

改正後

改正前

東北地区土地政策推進連携協議会規約

(名称)

第1条 本会は、東北地区<u>土地政策推進</u>連携協議会<u>(以下「本協議会」という。)</u> と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。)の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体等が行う用地業務、地籍調査等の土地政策を推進するため、関係する行政機関及び団体が連携することにより、もって当該業務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(活動)

- 第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
 - 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援
 - 二<u>前号に掲げるもののほか、</u>所有者不明土地問題の解決に関する情報共有及び支援
 - 三<u>地方公共団体等の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及</u> び支援
 - 四一その他土地政策の円滑な遂行のための情報共有及び支援
 - 五 前各号に関する相談体制(ネットワーク)の構築、相談窓口の設置

(構成員等)

第4条 本協議会は、別表1に掲げる構成員及び準構成員のほか、総会で加入を 認められた者とする。

(会長)

第5条本協議会に、会長を置く

- 2 会長は、国土交通省東北地方整備局長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、会務を統括し、本協議会を代表する。
- 4 会長に事故等があり職務を遂行できないときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代行する。

(総会)

第6条 本協議会に、総会を置く。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。
- 3 通常総会は、年度毎に会長の定める時期に開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に<mark>総会への</mark>出席を求めることができる。
- 6 総会は、必要に応じて書面により開催することができる
- 7 本規約の改正及び構成員等の加入その他本協議会の会務に関する重要な事項 については、<u>総会において</u>決定する。

東北地区所有者不明土地連携協議会規約

(名称)

第1条 本会は、東北地区所有者不明土地連携協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。)」の適正かつ円滑な施行を図り、地方公共団体等が行う所有者不明土地を含む事業用地の取得又は使用に係る業務(以下「用地業務」という。)について、関係する者が連携することにより、もってこれらの円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(活動)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
 - 一 地方公共団体等が行う用地業務の円滑な遂行のための支援
- 二 所有者不明土地法の施行に関する情報共有
- 三 所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有
- 四 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

<u>(新設)</u> (新設)

(構成員)

第4条 本会の構成員は、別表1に掲げる者及び総会で加入を認められた者とする。

(会長

- 第5条 会長は、国土交通省東北地方整備局長をもってこれに充てる。
- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故等があり職務を<u>遂行することができない</u>ときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。

(総会)

第6条 本会に総会を置く。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。
- 3 通常総会は、年1回会長の定める時期に開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(新設)

6 本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、<u>総会で</u>決定する。

(幹事会)

- 第7条 総会の下に、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成し、必要に応じて会長が開催する。
- 3 幹事会は、国土交通省東北地方整備局用地部長が座長として主宰する。
- 4 幹事会は、必要に応じて書面により開催することができる。
- 5 会長が必要と認めるときは、幹事以外の者に幹事会への出席を求めることが できる。
- 6 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 本協議会の活動内容の調整及び執行に関する事項
 - 総会に提出する事案に関する事項
 - 総会が幹事会に委任した事項
- 四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項

(作業部会)

- 第8条 幹事会は、第3条各号に掲げる事項を処理するために、作業部会を設置 することができる。
- 2 作業部会の運営等に関して必要な事項は、幹事会が別に定める。

(議事の公開)

- 第9条 総会は、原則として公開とし、議事の要旨は、総会後速やかに公開する。 ただし、特段の理由があるときは、総会を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事の要旨を公開す るものとする。

(事務局)

- 第10条 本協議会の事務局は、国土交通省東北地方整備局用地部用地企画課に置
- 事務局長は、国土交通省東北地方整備局用地部長をもってこれに充てる。
- 3 事務局は、本協議会運営のための事務を行う。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営等に関し必要な細目は、 会長が別に定める。

附則

- この規約は、平成31年1月30日から施行する。
- この規約は、令和元年7月24日から施行する。
- この規約は、令和〇年〇月〇〇日から施行する。

(別表1)

東北地区土地政策推進連携協議会 構成員名簿

_ 行	
名 称	備考
国土交通省東北地方整備局長	会 長
法務省仙台法務局長	
財務省東北財務局長	
青森県県土整備部長	

(幹事会)

- 第7条 総会の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成し、必要に応じて会長が開催する。
- 3 幹事会は、国土交通省東北地方整備局用地部長が座長として主宰する。
- 4 幹事会は、必要に応じ、書面により開催することができる。
- 5 会長が必要と認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。
- 6 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項
- 総会に提出する事案に関する事項
- 総会が幹事会に委任した事項
- 四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項

(作業部会)

- 第8条 幹事会は、第3条各号に掲げる事項を処理するために、作業部会を設置 することができる。
- 2 作業部会の運営等に関して必要な事項は、幹事会が別に定める。

(議事の公開)

- 第9条 総会は、原則として公開とし、議事の要旨は、総会後速やかに公開する。 ただし、特段の理由があるときは、総会を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事の要旨を公開す るものとする。

(事務局)

- 第10条 本会の事務局は、国土交通省東北地方整備局用地部用地企画課に置く。
- 事務局長は、国土交通省東北地方整備局用地部長をもってこれに充てる。
- 3 事務局は本会運営のための事務を行う。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な細目は、会長 が別に定める。

附則

この規約は、平成31年1月30日から施行する。

この規約は、令和元年7月24日から施行する。

(新設)

(別表1)

東北地区所有者不明土地連携協議会 構成員名簿

名称	備考
国土交通省東北地方整備局長	会 長
法務省仙台法務局長	
青森県県土整備部長	
岩手県県土整備部長	

岩手県県土整備部長	
宮城県土木部長	
秋田県建設部長	
山形県県土整備部長	
福島県土木部長	
仙台市財政局理財部長	

関係団体

名 称	備考
東北弁護士会連合会会長	
東北ブロック司法書士会会長	
日本行政書士会連合会東北地方協議会会長	
東北不動産鑑定士協会連合会会長	
日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会会長	
(一社)日本補償コンサルタント協会東北支部長	
(公社)青森県宅地建物取引業協会会長	
(一社)岩手県宅地建物取引業協会会長	
(公社)宮城県宅地建物取引業協会会長	
(公社)秋田県宅地建物取引業協会会長	
(公社)山形県宅地建物取引業協会会長	
(公社)福島県宅地建物取引業協会会長	
(公社)全日本不動産協会東北地区協議会会長	

東北地区土地政策推進連携協議会 準構成員名簿

名 称	備考
青森県青森市、弘前市、黒石市、十和田市、三沢市、今別町、	
蓬田村、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、藤崎町、田舎館村、	
板柳町、鶴田町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、	
六ヶ所村、おいらせ町、大間町、佐井村、三戸町、五戸町、	
田子町、南部町、階上町、新郷村	
岩手県盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、	
一関市、二戸市、岩手町、大槌町、岩泉町、洋野町	
宮城県塩竈市、気仙沼市、角田市、多賀城市、岩沼市、	
東松島市、大崎市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、	
亘理町、松島町、七ヶ浜町、大郷町、加美町、涌谷町	
秋田県秋田市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、	
潟上市、にかほ市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、	
五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、東成瀬村	
山形県山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、	
上山市、村山市、長井市、天童市、尾花沢市、南陽市、山辺町、	
西川町、朝日町、大江町、大石田町、真室川町、鮭川村、	
高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、遊佐町	
福島県郡山市、喜多方市、二本松市、南相馬市、伊達市、	
南会津町、会津美里町、双葉町、新地町	

(別表2)

東北地区土地政策推進連携協議会 幹事名簿

宮城県土木部長	
秋田県建設部長	
山形県県土整備部長	
福島県土木部長	
仙台市財政局理財部長	
東北弁護士会連合会会長	
東北ブロック司法書士会会長	
日本行政書士会連合会東北地方協議会会長	
東北不動産鑑定士協会連合会会長	
日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会会長	
(一社)日本補償コンサルタント協会東北支部長	

(別表2)

kī sik	/ <u>世</u> 土
名 称 国土交通省東北地方整備局用地部長	備 考 座 長
国土交通省東北地方整備局用地部長 国土交通省東北地方整備局用地部用地企画課長	坐 艾
国土交通省東北地方整備局建政部計画管理課長	
<u>国工文进行来汇地力金幅用建筑部前画首建床设</u> 法務省仙台法務局民事行政部首席登記官	
法務省仙台法務局民事行政部復興事業対策官	
財務省東北財務局管財部国有財産調整官	
青森県県土整備部監理課長	
岩手県県土整備部県土整備企画室用地課長	
宮城県土木部用地課長	
秋田県建設部建設政策課長	
山形県県土整備部県土利用政策課長	
福島県土木部土木総務課用地室長	
仙台市財政局理財部財産管理課長	

名 称	備考
国土交通省東北地方整備局用地部長	座 長
国土交通省東北地方整備局用地部用地企画課長	
国土交通省東北地方整備局建政部計画管理課長	
法務省仙台法務局民事行政部首席登記官	
青森県県土整備部監理課長	
岩手県県土整備部県土整備企画室用地課長	
宮城県土木部用地課長	
秋田県建設部建設政策課長	
山形県県土整備部県土利用政策課長	
福島県土木部土木総務課用地室長	
仙台市財政局理財部財産管理課長	